

案

宮崎市公共施設使用料設定基準

～持続可能な、最適な公共施設サービスの提供を目指して～

平成28年3月
宮崎市企画財政部財政課
公共施設経営室



はじめに

宮崎市は、これまで、人口増加や市民ニーズの多様化などに対応するため、さまざまな公共施設を整備してきました。さらに、平成 18 年 1 月に 3 町と、平成 22 年 3 月に 1 町と合併した結果、多数の公共施設を保有することになりました。その多くは、30 年以上経過し老朽化が進んでいる施設であり、今後、多額の修繕更新費用（大規模な改修や建て替えの費用）が必要になります。

その一方で、本市の人口は、平成 25 年度をピークに減少しており、今後、生産年齢人口（15～64 歳）の減少による税収の減、老年人口（65 歳以上）の増加による社会保障費の増など、本市の財政は、さらに厳しさを増すと見込まれます。

このような状況を踏まえ、本市が、将来にわたって、真に必要な公共施設サービスを提供するため、公共施設の管理運営における「新たな考え方」を「宮崎市公共施設経営基本方針」として定め、この方針のもと、全庁的に公共施設の点検・見直しを行い、持続的な、最適な公共施設サービスを提供することとしたところです。

この「宮崎市公共施設経営基本方針」に基づき、本市では平成 25 年度から施設評価に取り組み、本市が保有する公共施設のうち約 1,000 施設を 3 年にわたって評価し、施設の見直しを実施しています。

今回、公共施設の適正な使用料設定の「基本的な考え方」を「宮崎市公共施設使用料設定基準」として定め、この基準のもと、全庁的に公共施設の使用料について見直し、「宮崎市公共施設経営基本方針」の目的である、持続的な、最適な公共施設サービスの提供を推進していきます。

(目次)

第 1	設定基準の概要	1
1	策定の目的	1
2	設定基準の位置づけ	1
3	設定基準の対象施設	1
第 2	設定基準策定の背景（現状と課題）	3
1	人口構造の変化	3
2	社会保障費の増加	4
3	公共施設の老朽化	4
4	市民アンケートの結果	4
5	その他の課題	5
6	課題解決のために	5
第 3	使用料算定の基本的な考え方	6
1	使用料の算定方法	6
2	原価（コスト）	6
3	受益者負担割合	7
第 4	原価（コスト）の算定	8
1	原価（コスト）の考え方	8
2	原価（コスト）の範囲	8
第 5	受益者負担割合の設定	10
1	公共性の強弱の判断（市場性）	10
2	公共性の強弱の判断（必要性）	10
3	受益者負担割合の設定	10
第 6	受益者負担割合表	12
1	主な施設の受益者負担割合とその理由	12
第 7	使用料の算定	14
1	使用料の算定における条件	14
2	スペース単位での貸出施設の算定方法	14
3	個人単位での利用施設の算定方法	14
第 8	その他	15
1	同一目的施設間での調整について	15
2	激変緩和措置について	15
3	減免・免除の取扱いについて	15
4	施設使用料の見直しのサイクルについて	16

第1 設定基準の概要

1 策定の目的

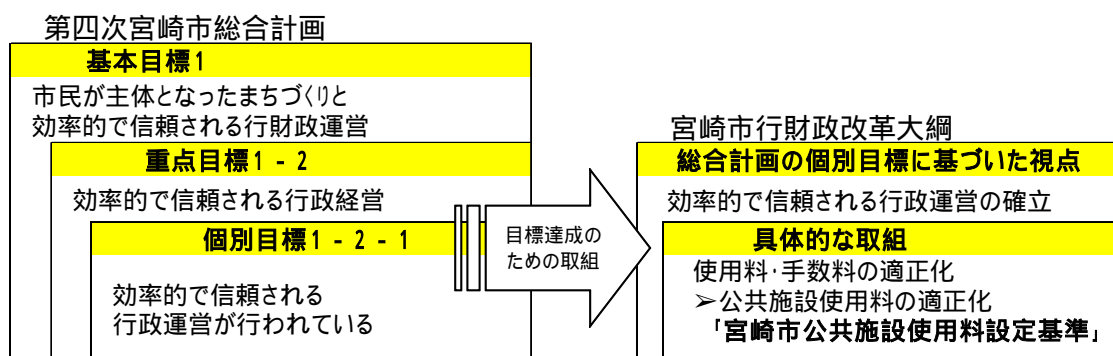
本基準は、「宮崎市公共施設経営基本方針」に基づき、「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を実現するために、適正な公共施設の使用料を設定し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保つこと、子どもや孫たち将来世代の負担を軽減していくこと、を目的とします。

2 設定基準の位置づけ

本市を運営するにあたっての最上位計画である「第四次宮崎市総合計画」の基本目標の一つとして、「市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営」が掲げられています。この基本目標を達成するための具体的な計画として「宮崎市行財政改革大綱」があります。

本基準は、同大綱の実施計画項目の一つである「使用料・手数料の適正化」のうち、公共施設の使用料の適正化のための基本的な考え方を示すもので、市の公共施設の使用料設定における指針となるものです。

本基準の位置づけ



3 設定基準の対象施設

本基準の対象となる施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設（次頁の表参照）を除くすべての公の施設です。

そして、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として使用料を設定するものとします。

ただし、市政において重点的に推進すべきものについては、減免で対応するほか、目的外使用については、別途算定することとします。

使用料基準の対象外となる施設

区 分	施 設 例
法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、プラント系・仮設施設

第2 設定基準策定の背景（現状と課題）

1 人口構造の変化

本市の平成22年（2010年）における総人口は、400,583人でしたが、すでに本市の人口は、平成25年（2013年）をピークに減少に転じています。

人口問題研究所の将来人口推計では、平成42年（2030年）に379,859人、平成52年（2040年）に355,433人となり、これをもとに国が延長した推計では、平成72年（2060年）に292,807人に減少するとされています。

年齢別（3区分）で見ると、生産年齢人口が大きく減少することが予想されており、50年後の人口割合予測では、老年人口が39%、生産年齢人口が51%となっており、65歳以上の高齢者1人を1.3人で支える計算になります。

このような国の推計をもとに、本市では合計特殊出生率の改善、若年層の転出の抑制による将来推計人口モデルを設定していますが、このモデルを実現した場合においても、高齢化による社会保障費の増大や生産年齢人口の減に伴う税収減は避けられないものと考えています。

宮崎市の近年の人口推移

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
400,583	401,654	402,436	402,572	402,433

宮崎市の人口の将来推計（人口問題研究所）

区 分	国勢調査実数				人口問題研究所 推計			人口問題研究所 ベースによる推計	
	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年少人口 （15歳未満）	81,400	75,749	64,161	58,326	52,023	43,877	39,793	35,267	30,148
生産年齢人口 （15歳以上65歳未満）	220,867	247,863	264,428	254,185	229,952	213,099	187,600	165,746	149,914
老年人口 （65歳以上）	27,379	40,503	63,184	85,048	114,327	122,882	128,039	124,235	112,745
合 計	329,751	365,080	392,178	400,583	396,302	379,859	355,433	325,248	292,807

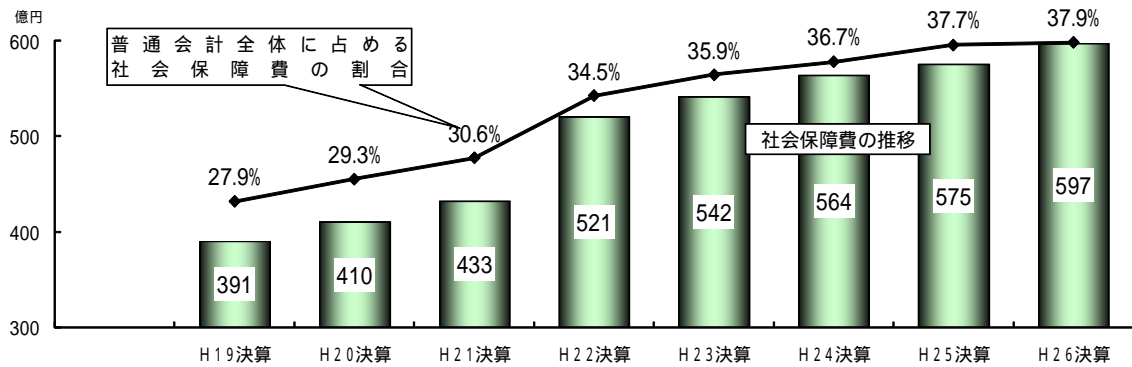
宮崎市の将来推計人口モデル

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口 （15歳未満）	58,366	56,311	54,661	53,087	51,950	52,097	52,788	53,345	53,443	52,792	52,107
生産年齢人口 （15歳以上65歳未満）	256,155	241,955	229,758	221,229	213,679	205,139	192,848	183,776	178,639	176,004	173,385
老年人口 （65歳以上）	86,065	103,039	114,494	120,408	123,530	125,328	129,022	128,926	125,398	119,820	114,309
合 計	400,586	401,305	398,914	394,724	389,159	382,563	374,658	366,047	357,480	348,616	339,801

2 社会保障費の増加

少子高齢化が進む中、福祉にかかる経費（扶助費）と医療・介護関係といった社会保障関係の特別会計への繰出金は年々増加し、平成26年度決算においては全体の約4割を占めるまでになっています。

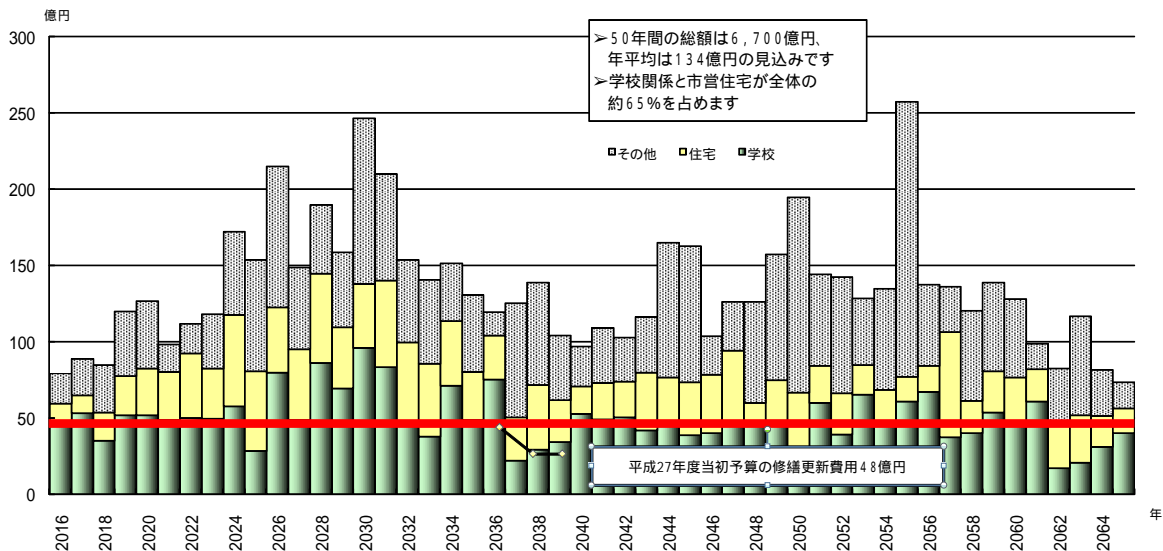
社会保障費（扶助費＋社会保障関係の特別会計繰出金）の推移



3 公共施設の老朽化

現在、市が保有している公共施設の延べ床面積は、約131万㎡（平成26年度時点）となっており、仮にすべての施設を保有しつづけた場合の今後の修繕更新費用は、50年間の総額で約6,700億円と試算しています。これを1年あたりに平均すると約134億円となり、平成27年度における修繕更新費用の当初予算額約48億円の約3倍にあたります。

公共施設の今後の修繕更新費用推計



4 市民アンケートの結果

このような現状を踏まえて、公共施設が抱える課題を解決するために取り組むべき内容について、平成25年12月に無作為に抽出した市民2,000人を対象に市民アンケートを実施しました。その結果、経費や施設数の削減や民間活用などの「施設の見直し」が74.4%と1番割合が多く、「使用料の値上げ」が19.4%と2番目に

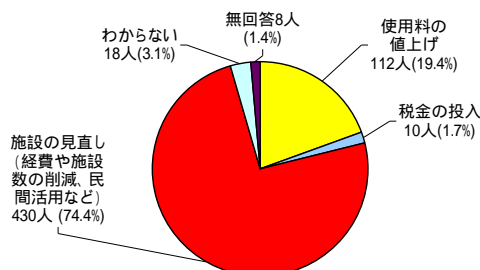
割合が多い結果になりました。

平成25年12月市民アンケートの結果（抜粋）

【問10】宮崎市では、人口増加や市民ニーズの多様性などに対応するため、さまざまな公共施設を整備してきました。今後、人口の減少による税収の減、少子高齢化による社会保障費の増によりまして、約1,000のすべての施設を将来にわたって維持（保有）し続けることは非常に困難になると考えられます。そこで、公共施設の将来についてお聞きします。将来も必要な公共施設を維持（保有）し続けるためには、どのようにすれば良いと思いますか。あなたの考えにもっとも近いものを選んでください（1～4から選択）。

1. 使用料の値上げ 2. 税金の投入 3. 施設の見直し（経費や施設数の削減、民間活用など） 4. わからない

回答



5 その他の課題

本市の施設使用料については、これまで近隣の自治体を参考にするなど、施設ごとに独自に設定しており、統一的な基準で算定していません。さらに、二度の市町村合併により、類似する施設が増えたものの、施設ごとに設定されている使用料が異なるため、同じ利用用途でありながらも市域・町域などにより料金設定に差異が生じています。

6 課題解決のために

このように少子高齢化による人口構造の変化により、税収などの本市の歳入が減少となる一方で、社会保障費については今後も増加していくことが見込まれます。

また、本市が保有する公共施設についても、今後、必要となる修繕更新費を考慮すると、そのすべてを将来にわたって保有することは不可能です。

保有する施設の維持管理費を税金だけで賄うことは、施設を利用する市民と施設を利用しない市民との公平性を損なうことから、公平性を保つためには、施設を利用する市民（受益者）に相応の負担をしていただく必要があります。

今回、本市としての統一的な施設使用料の設定基準を策定し、各施設の使用料を適正な金額に順次見直していくことで、これらの課題の解決に取り組んでいきます。

第3 使用料算定の基本的な考え方

1 使用料の算定方法

使用料の算定は、積算根拠を明確にして、市民のみなさんへの説明責任を果たすために、施設の維持管理のために必要となる「原価（コスト）」と「受益者負担割合」に基づく算定方法とします。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

原価（コスト）については、施設の維持管理に必要となる「人にかかる経費」と「物にかかる経費」を算定します。

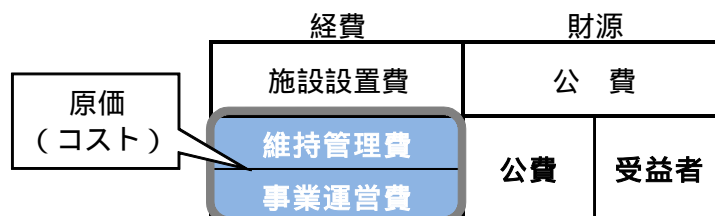
受益者負担割合については、「生活していく上での必要性の度合い」と「民間によるサービス提供の度合い」により、その施設の公共性の大小を判別して、施設を利用する市民（受益者）が負担する使用料と、施設を利用しない市民も負担している税金（公費）の負担割合を決定します。

2 原価（コスト）

受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理に必要となる経費の一部を、施設を利用する市民に適正に負担してもらうためには、使用料の算定基礎となる原価（コスト）を明確にする必要があります。

原価（コスト）に含める経費とは、サービスの提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費（人にかかる経費）と、サービスの提供や施設を維持管理していく上で必要となる物件費（物にかかる経費）、といった「維持管理費」と「事業運営費」とします。

一方で、建て替えや大規模な修繕といった施設整備費については、公の施設は市民全体の財産であり、世代を超えて、誰もが利用できる機会があることから、その費用は公費で負担することとして、原価（コスト）には含めないこととします。



なお、施設の利用の際に使用するかどうかを選択できる、備品や照明にかかる経費については別途算定することとしますが、原則として、利用する市民にその全額を負担していただくことにします。

3 受益者負担割合

公共施設などの維持管理にかかる経費については、施設使用というサービスの対価として、利用者からの使用料でその一部を賄っています。利用者からすると、使用料は当然安価であることが望ましいのですが、そうすると必要となる経費の大半を市税で負担することになり、施設を利用する市民と利用しない市民との間で公平性が失われることとなります。

そのため、施設を利用する市民と利用しない市民との「公平性」を確保するため、「受益者負担割合」を設定して施設を利用する市民に適正な負担を求めることとします。

第4 原価（コスト）の算定

1 原価（コスト）の考え方

施設の維持管理費と事業運営費といった経費について、施設を利用する市民に負担してもらうためには、施設使用料の算定の基礎となる原価（コスト）の範囲を明確にする必要があります。

施設にかかる経費には、維持管理費や事業運営費といったランニングコストと、施設建設費や土地取得費などのイニシャルコストがありますが、施設使用料の算定にあたっては、公費で負担するイニシャルコストは含めず、ランニングコストのみを原価（コスト）の範囲とします。

施設にかかる全体費用		
施設にかかる維持管理費・事業運営費 (ランニングコスト)	施設設置費 (イニシャルコスト)	
人にかかる経費・物にかかる経費	建設費・土地取得費等	
使用料 (受益者負担分)	施設の性質による 公費負担分	公費負担
施設を利用する 市民のみが負担	施設を利用する市民・利用しない市民の両方が負担	

2 原価（コスト）の範囲

施設使用料の算定基礎となる原価（コスト）に含まれる維持管理費・事業運営費の範囲は、人にかかる経費と物にかかる経費になります。

人にかかる経費については、サービスの提供や施設の維持管理に直接従事する職員の人件費をその範囲とします。具体的にはその施設に配置されている正職員や嘱託職員にかかる経費となります。

物にかかる経費については、サービスの提供や施設を維持管理していく上で必要となる物件費をその範囲とします。具体的にはその施設の運営に必要な事務用品費や光熱水費、委託料などの経費のほか通常の維持補修のための費用となります。

人にかかる費用	人件費	サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する経費
物にかかる費用	物件費 維持補修費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用

人件費の内訳

給 与	サービスの提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員（正職員・嘱託職員）に要する経費
報 酬	
手 当	
共済費	

物件費・維持補修費の内訳


共済費	臨時職員に対する社会保険料等
賃 金	臨時職員に対する賃金
旅 費	打ち合わせ等の出張にかかる費用
消耗品費	事務用品等の費用
燃料費	ガソリン・灯油・ガスなどの費用
印刷製本費	コピー料金・パンフレットなどの印刷にかかる費用
光熱水費	電気料金・上下水道料金などの費用
修繕料	施設や備品の修理にかかる費用
通信運搬費	電話料金・郵便料金などの費用
広告料	広告にかかる費用
手数料	クリーニング代などの費用
保険料	火災保険などの費用
委託料	指定管理料や施設の保守点検にかかる費用

第5 受益者負担割合の設定

1 公共性の強弱の判断（市場性）

民間によるサービスの提供の度合いにより公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、民間による同種または類似サービスの提供があるか、事業としての採算性により行政と民間の競合が成り立つか、といった観点から「公共的」と「市場的」に区分します。

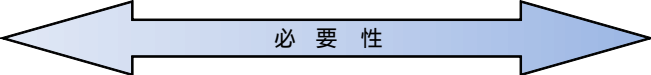
民間によるサービス提供の度合いによる区分（たて軸・市場性）

区分	性質	公共性
公共的	<ul style="list-style-type: none"> 民間による同種または類似サービスの提供がない施設（全国的にはあるが本市への進出が望めないものを含む） 採算性等の問題により民間によるサービスの提供が望めない施設 	
市場的	<ul style="list-style-type: none"> 市内において民間による同種（類似）のサービスがすでに提供されており、手軽に利用が望める施設 民間においても採算性があり、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設 	

2 公共性の強弱の判断（必要性）

生活していく上での必要性の度合いにより公共性の大小を判断します。この判断にあたっては、日常生活をしていく上で必要となるものか、そのサービスの利用層は世代を問わずに広いものなのか、個人の価値観や嗜好により利用するものなのか、といった観点により、「選択的」と「必需的」に区分します。

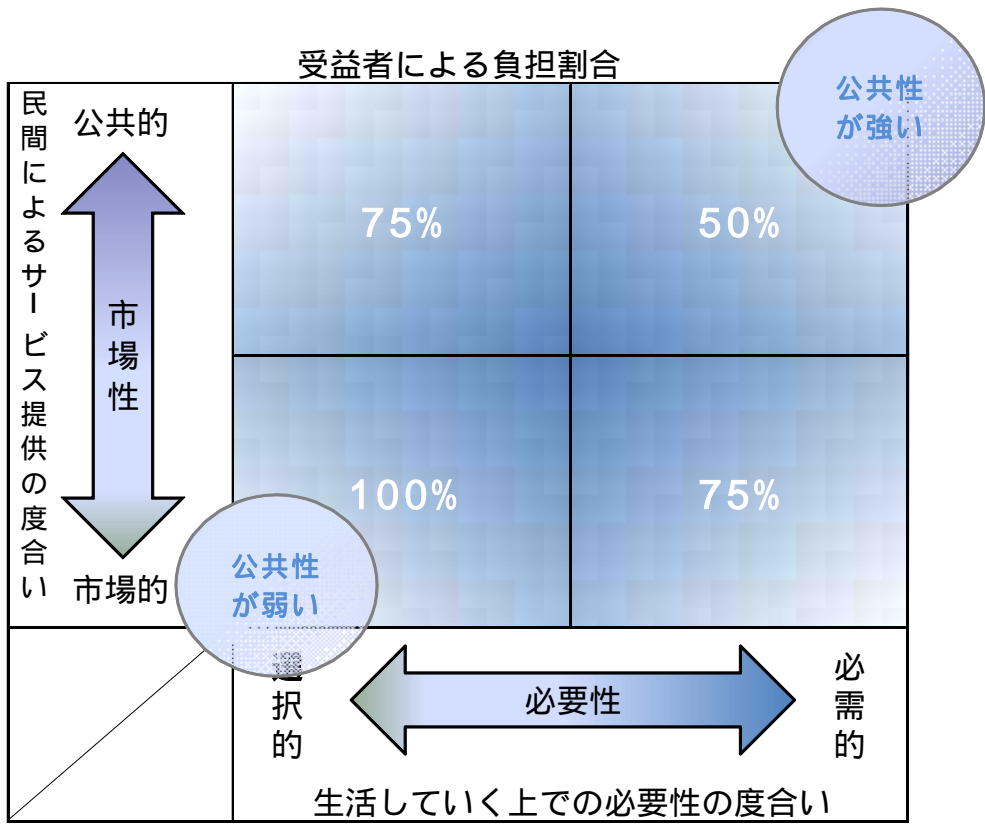
生活していく上での必要性の度合い（よこ軸・必要性）

区分	選択的	必需的
性質	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をより豊かなものにするため、それぞれの価値観や好みによって、利用を選択できる施設 個人的な趣味やレクリエーションの範囲として利用される施設 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活をしていく上で必要とされる生活水準を確保するため、世代を問わず広く利用される施設 日常生活をしていく上で必要となる知識・教養などを習得するための施設
公共性		

3 受益者負担割合の設定

この市場性と必要性の2軸の区分により4つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を50%、75%、100%の3段階で割り振ります。

- ・「市場的」かつ「選択的」な施設の受益者負担割合 100%
- ・「市場的」かつ「必需的」な施設の受益者負担割合 75%
- ・「公共的」かつ「選択的」な施設の受益者負担割合 75%
- ・「公共的」かつ「必需的」な施設の受益者負担割合 50%



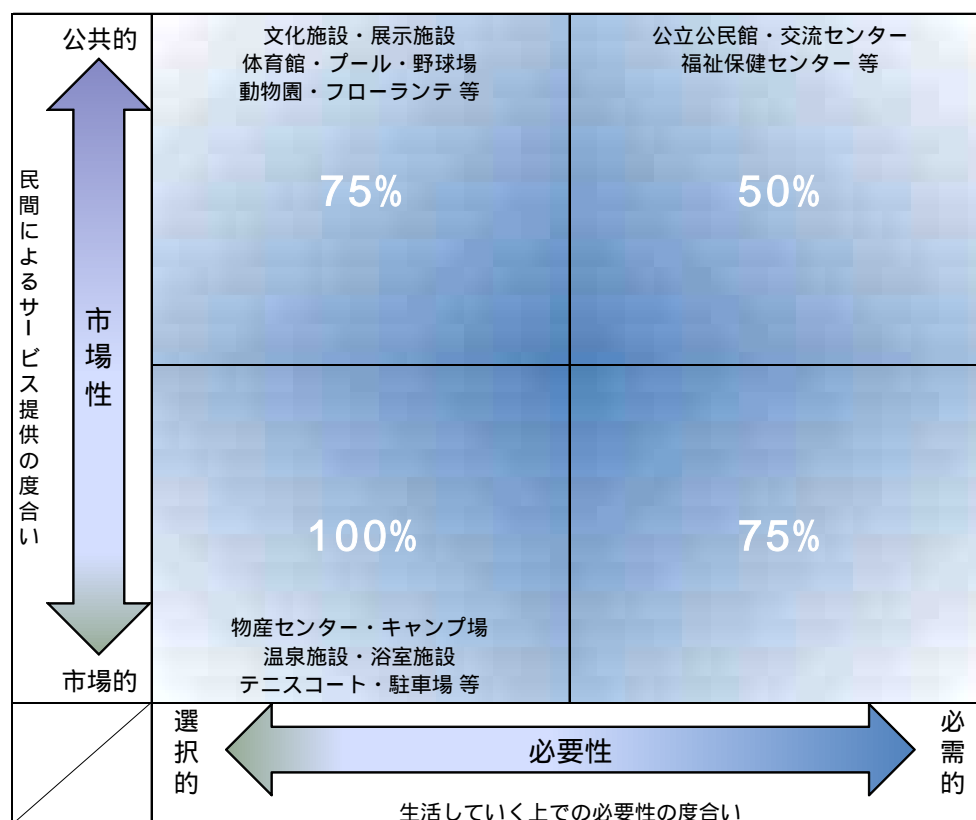
第6 受益者負担割合表

1 主な施設の受益者負担割合とその理由

施設のサービスの性質により、施設を分類し、それぞれ4つの領域にあてはめていきます。原則として施設ごとに50%、75%、100%の3段階で設定していきますが、当然、利用の目的が同一となるような他の類似施設の負担割合とのバランスも考慮します。

主な施設について、それぞれ受益者負担割合を設定してみると、下図のように分類されます。

また、その分類の理由については、次項のような考え方によるものです。



施設種別	主な施設	必要性	市場性	受益者負担割合	設定の理由
物産センター	道の駅フェニックス 城の駅 田野物産センター ビタミン館 四季の夢	選択的	市場的	100%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が強い
キャンプ場	白浜オートキャンプ場 樺山キャンプ場	選択的	市場的	100%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が強い
温泉施設	自然休養村センター 歓鯨館 高岡温泉やすらぎの郷	選択的	市場的	100%	・日常生活をより便利で快適なものにするために選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が強い
浴室施設	佐土原地域福祉センター 田野総合福祉館 清武総合福祉センター	選択的	市場的	100%	・生活上で住居以外の浴室を利用するかは選択的であり、必要性が弱い ・民間からのサービス提供も十分であり、市場性が強い
テニスコート	中央公園 生目の杜運動公園 清武総合運動公園	選択的	市場的	100%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が強い
駐車場	Y・Y PARK 上野町駐車場	選択的	市場的	100%	・日常生活をより便利で快適なものにするために選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間にも同種・類似するサービスが提供されている施設であり、市場性が強い
文化施設	市民文化ホール 市民プラザ	選択的	公共的	75%	・コンサートなど個人の価値観や嗜好により選択的に利用される施設であり、必要性が弱い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い
展示施設	科学技術館 生目の杜遊古館	選択的	公共的	75%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い
スポーツ施設 テニスコート除く	体育館 野球場 武道場 プール	選択的	公共的	75%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い
動物園 フローランテ	フェニックス自然動物園 フローランテ宮崎	選択的	公共的	75%	・個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い
公立公民館 交流センター	中央公民館 高岡交流プラザ	必需的	公共的	50%	・受益者が多く、その年齢層も幅広い施設であり、必要性が強い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い
福祉保健センター 浴室施設除く	総合福祉保健センター	必需的	公共的	50%	・受益者が多く、その年齢層も幅広い施設であり、必要性が強い ・民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い

第7 使用料の算定

1 使用料の算定における条件

実際の使用料の算定においては、下記の条件に基づき算定することとします。

条件

貸出スペースごとに使用料を徴収する施設については、稼働率が100%と仮定して算出する

条件

個人単位で使用料を徴収する施設については、年間の目標利用者数を達成できるものと仮定して算出する

条件

実際に市の収入となっている使用料ではなく、減免している使用料も含める

つまり、実際に必要な原価（コスト）に対して、「稼働率が100%または年間目標利用者数を達成」かつ「減免する使用料が0円」の場合に、受益者負担割合分を賄えるような金額で使用料を算定します。

このような条件で、本来あるべき施設使用料を設定した後は、施設の稼働率または年間利用者数をできる限り100%に近づけるように努めるとともに、使用料を減免する対象についても同時に見直していくこととします。

2 スペース単位での貸出施設の算定方法

ホールや体育館など1室（面）につき使用料を徴収する施設については、

$1 \text{ 室あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$

で使用料を算定します。

手順 : $1 \text{ m}^2 \text{ あたりの原価（時間）} = \text{施設全体の原価（コスト）} \div \text{貸出可能面積} \div \text{年間開館時間}$

手順 : $1 \text{ 室あたりの原価（コスト）} = 1 \text{ m}^2 \text{ あたりの原価} \times \text{室面積} \times \text{貸出可能時間}$

手順 : $1 \text{ 室あたりの使用料} = 1 \text{ 室あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$

ただし1室あたりの原価（コスト）が明確な場合は手順 ・ は省略する

3 個人単位での利用施設の算定方法

プールや動物園など利用者1人につき使用料を徴収する施設については、

$1 \text{ 人あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$

で使用料を算定します。

手順 : $1 \text{ 人あたりの原価（コスト）} = \text{施設全体の原価（コスト）} \div \text{年間目標利用者数}$

手順 : $1 \text{ 人あたりの使用料} = 1 \text{ 人あたりの原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$

第 8 その他

1 同一目的施設間での調整について

施設使用料の算定にあたっては、原則として同一の利用用途の場合は、同一の料金になるように調整します。

これは、二度の市町村合併により旧市域・旧町域のエリアで施設使用料が異なっている現状があることや、施設設置の経緯などにより、同一の利用用途でありながら、施設を所管する部局が異なる場合があるためです。

また、新しい施設は修繕費などの維持管理費が低廉に抑えられるため使用料を安くするべきという考えもあれば、一方では、利用者の快適性や満足度が高まることから使用料を高くするべきという考え方もあります。

このように相反する考え方がありますが、それぞれの施設の長期的な経費を比較すると、経過年数にかかわらず標準化した料金設定とすることが適切であり、公の施設の使用料としては、利用者に提供されるサービスが同じものは同じ料金であるほうがわかりやすいと考えられます。

これらの考え方のもと、施設の「古い」「新しい」にかかわらず基本的には同一の使用料を設定することとします。

2 激変緩和措置について

施設使用料を見直した結果、現在の使用料を大幅に上回ってしまう場合には、利用者の負担が増加し、その結果、施設の利用が大幅に低下してしまうおそれがあり、その施設の収支のバランスを悪化させてしまうことも想定されます。

このような場合は、激変緩和措置として、値上げ後の使用料をおおむね 1.5 倍を上限とします。この激変緩和措置による使用料での利用状況を見極めながら、次回の使用料見直しに取り組むこととします。

ただし、使用料の改定が 1.5 倍を超える場合でも、施設の利用が大幅に低下するとは言えない場合もありますので、激変緩和措置を設けるかどうかについては、施設ごとに判断することとします。

3 減免・免除の取扱いについて

施設使用料を見直す際には、減免・免除の対象についても見直すこととします。減免・免除は政策的な理由などによる特例的なものですので、真にやむを得ないものに限定する必要があります。

一方で、その施設の設置の目的や経緯など個別の事情もありますので、施設使用料を見直すと同時に、その減免・免除の必要性についても負担の公平性の観点から再検討することとします。

例) 減免規定の見直し：国・県・他の公共機関の使用の際の減免規定の廃止など

4 施設使用料の見直しのサイクルについて

施設使用料の見直しについては、3年から5年のサイクルで行うこととします。本市では平成25年度から施設評価を実施していますので、使用料の設定の議論は施設評価の際に行っていきませんが、使用料の設定が変わるということは、指定管理者の応募の条件が変わってしまうこととなります。そのため、実際の見直しの手続き自体については、おおむね3年または5年になっている指定管理者の切り替えの時期についても考慮することとします。